

# 風連町・名寄市合併協議会 第10回基本項目等検討小委員会

日 時：平成16年9月28日(火)  
午後6時より

会 場：名寄市民文化センター  
視聴覚室

## 協議項目幹事会提案

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目B-3)

風連町及び名寄市それぞれの農業委員会において下記のとおり合意に至ったので提案する。

- 1 合併後の農業委員会の設置 ----- 一つの農業委員会とする
- 2 合併後の農業委員会委員の定数
  - (1) 選挙委員 ----- 20人以下とする
  - (2) 選任委員  
農業団体推薦 --- 3人(農協、共済、土地改良区 各1人)  
議会推薦 ----- 4人(市議会議員以外から女性を含、風連、名寄各2人)
- 3 合併後の選挙区の数及び選挙区別の選挙による委員の数 -----  
-- 二つの選挙区を設置し、選挙する委員の数は風連地区11人、名寄地区9人とする
- 4 農業委員の任期 --- 選挙による委員は、在任特例を使用し平成18年7月19日まで在任する。
- 5 報酬 ----- 報酬額は風連町の例による

### - 調整方針 -

- 1 新市に1つの農業委員会を置くものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。
- 2 農業委員会等に関する法律第10条の2及び農業委員会等に関する法律施行令第5条の規定を適用し、合併前の地区ごとに2つの選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき委員の数は、風連地区11人、名寄地区9人とする。
- 3 上記1及び2にかかわらず、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

#### 公共的団体等の取扱いについて(協定項目C - 9)

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

##### 1 各市町共通の団体について

- (1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

##### 2 各市町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

#### 負担金・補助金等の取扱いについて(協定項目C - 12)

負担金・補助金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、その在り方についての検討を行う。

##### 1 団体に係るもの

- (1) 2市町で同一あるいは同種の負担金・補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 2市町において独自の負担金・補助金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。

##### 2 事業に係るもの

- (1) 2市町で同一あるいは同種の負担金・補助金等については、制度の統一化に向け調整する。
- (2) 2市町において独自に実施している負担金・補助金等については、事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つよう調整する。

#### 建設部会調整提案

##### 1 負担金・補助金等の取扱いについて(協定項目C - 12)

###### (1)街路灯設置及びその電気料事務の取扱い

風連町は事業に合わせ街路灯を設置し、電気料の負担については街路灯管理組合に3/4まで補助、修繕料は組合が負担している。また、管理組合を組織していない地域については、交差点照明の電気料、修繕料を町が負担している。

名寄市については、町内会からの要望により調査し設置している。電気料及び修繕料は全額市負担となっている。

###### - 調整方針 -

街路灯の設置基準及び電気料の負担、修繕料に相違があるため負担公平の原則により、合併時に調整し再編する。

## (2)公共下水道排水設備改造資金補給事務の取扱

下水道処理区域内において、既設トイレの水洗化改造工事を行う者に対し、風連町、名寄市では、水洗化の普及促進を図るため、それぞれ工事に要する資金の貸し付けを行っているが、風連町は、貸付制度と一部補助金の交付を行っており、名寄市は貸付制度のみとなっていることから、制度に相違がある。

### - 調整方針 -

新市において当分の間、現行どおり存続し細則・内規等の調整を図る。

## (3)個別排水処理(合併浄化槽)使用料等事務の取扱

公共下水道区域外において、雑排水及び水洗トイレ等の改造工事を行うものに対し、風連町では排水設備に要する資金の貸し付けや水洗トイレの改造補助などを行っており、名寄市では水洗トイレの改造に伴う排水設備工事に無利子の貸付制度を行っている。それぞれ工事に要する資金の貸し付けを行い、快適で衛生的な生活環境の促進を図っているが、一部制度に相違がある。

### - 調整方針 -

合併後に調整し統合する。

## 2 使用料・手数料の取扱について(協定項目C - 10)

### (1)水道料金に関する事務の取扱

風連町、名寄市では住民生活に欠かせない、生活用水の安定供給を図っているところであり、合併後も現行のサービス水準を低下させないよう努めるものであるが、両市町において水道料金の体系(風連町:口径別・名寄市:用途別)、料金改定の時期(風連町:専門委員会に提案中・名寄市:H18)、料金システム(風連町:水道独自・名寄市:一部電算システム)に相違がある。

### - 調整方針 -

住民負担に対する変化を緩和するため、当面はそれぞれ合併後も存続し、3～5年かけて料金体系等の統一を検討し、調整を図り統合する。

## (2)下水道使用料に関する事務の取扱

両市町の下水道は都市施設の基幹をなすものであり、住民生活の環境改善、雨水による浸水災害防止など、計画的な整備を促進しているところであり、水洗化の普及にも努めているところである。両市町の下水道使用料が基本水量・料金(風連町:8立方メートルまで992円/月・名寄市:5立方メートルまで693円/月)に相違があり、また手数料(指定店登録手数料・排水整備等の計画確認手数料・検査手数料)についても、項目や金額に相違がある。

### - 調整方針 -

- (1) 負担公平の原則から基本水量・料金は細則、内規等を調整し合併後5年を目処に統合する。
- (2) 手数料については合併時に調整し再編する。

## (3)個別排水処理(合併浄化槽)使用料事務の取扱

風連町と名寄市は、下水道計画区域外において住民生活が快適で衛生的な生活環境の向上に資するため合併処理浄化槽方式により雑排水や水洗トイレ使用水を処理している。使用料の算定方式(風連町:下水道使用料と同じくメーター器による料金設定・名寄市:10人槽まで一律料金で11人槽以上についてはメーター器使用)に相違がある。

### - 調整方針 -

新市において住民生活に支障が生じないよう細則、内規等を調整し合併後に統合する。

## 3 分担金・負担金の取扱について(協定項目C - 11)

### (1)下水道負担金・分担金に関する事務の取扱

下水道工事区域内において建設費の一部を住民が負担する負担金、分担金は風連町、名寄市においてそれぞれ事業区域内の事業費が異なることから負担金・分担金に相違がある。

### - 調整方針 -

事業区域内を負担区として調整し合併時に統合する。また、減免規定については細則、内規等を調整し合併時に再編する。

(2)個別排水処理(合併浄化槽)使用料等に関する事務の取扱

両市町では合併浄化槽の設置に要する工事費の一部を負担金、分担金として使用者が納付しているが、それぞれ負担規定(風連町:浄化槽工事費の10%で自己資金で行ったものには放流施設費の50%を補助・名寄市:放流施設費も含め人槽別により定額)に相違がある。

- 調整方針 -

新市において調整し合併後に統合する。

4 財産の取扱について(協定項目C - 5)

(1)水道企業債に関する事務の取扱

6月28日の合併協議会において、財産は新市に引き継ぐことに決定されている。

- 調整方針 -

水道企業債は新市に引き継ぎ、調整のうえ統合する。

(2)下水道企業債に関する事務の取扱

6月28日の合併協議会において、財産は新市に引き継ぐことに決定されている。

- 調整方針 -

下水道企業債は新市に引き継ぎ、調整のうえ統合する。

5 住民生活に深くかかわりのある事務の取扱について(協定項目C - 14)

道路除・排雪事業の取扱に関する事務

風連町、名寄市とも降雪量10cm以上が除雪出動基準となっており、住民生活の安定と生活道路の安全を確保しているところである。

近年は市民ニーズの多様化により、それぞれ除排雪の助成事業にも取り組んでいるところであるが、風連町は国道、道道の一部に除排雪の補助をしており、名寄市は市道及び私道に対し助成事業を行っている。

- 調整方針 -

一体性確保の原則から合併特例区期間内(5年)に調整し再編する。